



## 総務建設産業委員会

### 条例改正

**問** 通常の投票管理者と期日前投票所の投票管理者が区分してあるのは、法律等の制度的によるものか。

**答** 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」及び「公職選挙法の一部を改正する法律」に基づいているが、夜間とか昼間とか区別があるのか、また開票

**問** 報酬は日額と記載されているが、夜間とか昼間とか区別があるのか、また開票

**答** 区分は無く、あくまでも一日当たりの金額である。

時間は関係してくるのか。

**問** 開票が長引いて、日をまたいだ場合は一日と判断するのか、二日と判断するのか。

**答** 日をまたいでも一日当たりの単価を適用する。

**問** 国・県・町それぞれの選挙で、立会人等の人数は違うのか。

**答** 投票所の数は変わらないので、投票管理者及び立会人の人数は変わらない。但し、期日前投票日の日数が変わるため、期日前投票所の管理者及び立会人の人数は変わる。

**問** 池田町には認定農業者は何人いるのか。

**答** 水田の関係・お茶・柿などにはたずさわっている方が40人いる。

**問** 池田町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱に基づいて町として対応しているのか。

**答** 「池田町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱」に基づいて町として対応している。

認定農業者の内訳	
米 (麦・大豆)	22名
お茶	9名
花	4名
野菜	2名
果樹	1名
畜産 (養鶏)	2名

**問** 自立経営農家育成補助金交付条例が昭和42年に制定されてから廃止するまで、認定農業者の借入金に対しての利子助成は何件か。

**答** 申請は0件である。

**問** 今後、認定農業者に代わり、町に一元化する方式での、借り入れの見直しはあるのか。

**答** 「池田町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱」に基づいて町として対応している。

## 民生文教委員会

### 条例改正

**問** 今回廃止する、ごみ焼却施設及び火葬場それぞれの稼働年数、処理数は。

**答** クリーンセンターは平成8年から平成14年11月まで焼却施設を稼働し、7年間で2,672トンの焼却処理し、金属性粗大ゴミなどを含めた総処理量は、7,759トンドだった。池田町斎苑は昭和57年から今年3月までの37年間運営し、火葬件数は5,759件で、平均すると年間156件である。

**問** 既存のごみ焼却施設、火葬場は今後どのようなようになるのか。

**答** 両施設とも取り壊す予定であり、跡地の利用は、地権者と協議の上進めて、有効活用していく。

**問** 多目的ホールにあった陶芸窯は、中央公民館の何処に設置するのか。

**答** 中央公民館の工作室の一角に設置する。

**問** 陶芸窯を利用する時は、工作室も含めた利用料金となるのか。

**答** 陶芸においては、窯を使う場合と土を練ったりする場合で、窯を使わない場合がある。窯を利用する場合は、窯の使用料電気料金をいただき、それ以外の時は部屋の使用料をいただく。

**問** 両施設とも取り壊す予定であり、跡地の利用は、地権者と協議の上進めて、有効活用していく。

**答** 両施設とも取り壊す予定であり、跡地の利用は、地権者と協議の上進めて、有効活用していく。

**問** 多目的ホールにあった陶芸窯は、中央公民館の何処に設置するのか。

**答** 中央公民館の工作室の一角に設置する。



工作室の陶芸窯